

第3章 生活排水処理基本計画

1) 計画の基本方針

(1) 基本理念

水は、自然を構成する重要な要素のひとつであるとともに、快適な環境を創出し、人々の心にうるおいややすらぎを与えてくれるものである。

本市では、人口の増加や都市化の進展等に伴い、生活排水による水質汚濁が問題になり、これまでもソフト面・ハード面からの対策を行ってきた。また、快適な水環境に対する要望が高まってきている中で、今後も引き続き水質改善を図るための対策を推進していく必要がある。

このような状況から、本市において生活排水を適性に処理することは重要な課題であり、その適正処理のあり方とその方向性を示すにあたって、本計画の基本理念を以下のように設定する。

《基本理念》

豊かな水環境の創出に向けた 快適で潤いのあるまちづくり

(2) 基本方針

本市の生活排水処理における現状と課題を踏まえ、本計画における基本方針を以下のように設定する。

基本方針1 生活排水処理の整備推進

流域関連公共下水道への接続を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進する。

基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理の推進

排出されるし尿及び浄化槽汚泥について、排出量に応じた適正な処理を推進する。

基本方針3 普及啓発活動の推進

水環境の意識向上に向けた啓発を行うとともに、市民一人ひとりが発生源対策に取り組むように推進する。

(3) 計画期間

本計画の期間は、平成28年度を初年度とする平成37年度までの10年間とする。なお、計画の進捗状況や社会的情勢等を考慮しながら、必要に応じて見直しを行うものとする。

(4) 計画処理区域

計画処理区域は、本市全域とする。

(5) 処理主体

現況における生活排水処理施設別の処理主体を表3-1に示す。なお、当面の間は現状の体制を維持していくが、今後、本市の生活排水処理を取り巻く状況の変化に応じて、可茂衛生施設利用組合、その他関係機関と協議した上で見直していくこととする。

表3-1 処理施設別の処理主体

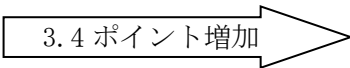
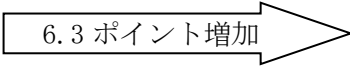
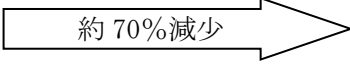
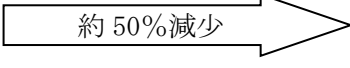
| 処理施設の種類 | 設置 | 収集・運搬 | 処理 |
|-------------|--------|-------|------------------|
| 合併処理浄化槽 | 個人等 | 許可業者 | 組合 |
| 農業集落排水施設 | 可児市 | | |
| 単独処理浄化槽 | 個人等 | | |
| 流域関連公共下水道 | 県及び可児市 | 産業廃棄物 | 各務原浄化センター |
| 特定環境保全公共下水道 | 県及び可児市 | 許可業者 | 各務原浄化センター 可児市 |
| 汲み取り便槽 | 個人等 | 許可業者 | 組合 |

※ 組合：可茂衛生施設利用組合

2) 計画の基本目標

(1) 基本目標

基本理念を実現するため、本計画において目指すべき具体的な目標を以下のように設定する。

| <<基本目標>> | | |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| ①水洗化率 95.6% (H26) | 3.4 ポイント増加  | 99.0% (H37) 以上 |
| ②生活排水処理率 91.7% (H26) | 6.3 ポイント増加  | 98.0% (H37) 以上 |
| ③し尿処理量 1,371 kℓ/年 (H26) | 約70%減少  | 400 kℓ/年 (H37) 以下 |
| ④浄化槽汚泥処理量 7,691 kℓ/年 (H26) | 約50%減少  | 3,800 kℓ/年 (H37) 以下 |

(2) し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み

平成 37 年度までの処理形態別人口の推計結果を表 3-2、図 3-1 に示す。平成 37 年度においては、水洗化・生活雑排水処理人口が 84,947 人、水洗化・生活雑排水未処理人口が 520 人、非水洗化人口が 897 人となり、水洗化が 99.0%、生活排水処理率が 98.4% まで上昇するものと見込まれる。

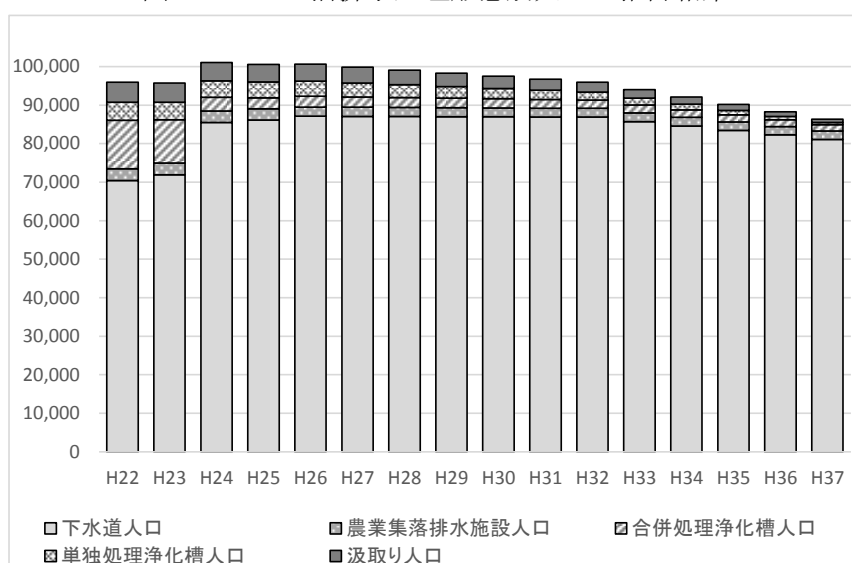
表 3-2 生活排水処理形態別人口の推計結果

| 区分 | H26 (現況値) | H32 (推計値) | H37 (推計値) |
|-------------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| ① 画処理区域内人口 (人) | 100,664 | 95,917 | 86,364 |
| ② 水洗化・生活雑排水処理人口 (人) | 92,295 | 91,340 | 84,947 |
| コミュニティ・プラント人口 (人) | 0 | 0 | 0 |
| 合併処理浄化槽人口 (人) | 2,790 | 2,172 | 1,657 |
| 下水道人口 (人) | 87,117 | 86,886 | 81,122 |
| 農業集落排水施設人口 (人) | 2,388 | 2,282 | 2,168 |
| ③ 水洗化・生活雑排水未処理人口 (人) (単独処理浄化槽人口) | 3,930 | 2,070 | 520 |
| ④ 非水洗化人口(汲み取り人口) (人) | 4,439 | 2,507 | 897 |
| 水洗化率 (%) ((②+③)/①×100) ※ | 95.6% | 97.4% | 99.0% |
| 生活排水処理率 (%) (②/①×100) | 91.7% | 95.2% | 98.4% |

※水洗化率については、し尿・浄化槽汚泥処理量の見込みを算出するために、合併処理浄化槽人口と単独処理浄化槽人口を含める。

資料：環境課

図 3-1 生活排水処理形態別人口の推計結果



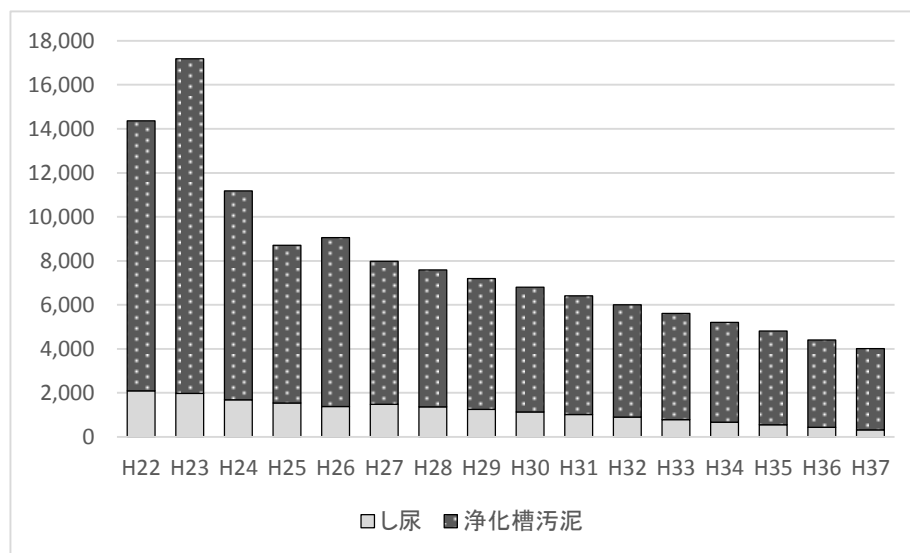
前頁の処理形態別人口の推計結果を基に算出した、平成37年度までのし尿及び浄化槽汚泥処理量の推計結果を表3-3、図3-2に示す。

平成37年度における処理量は、し尿が322 kℓ/年、浄化槽汚泥が3,355 kℓ/年で、合計3,677 kℓ/年になるものと見込まれる。また、1日の平均処理量は、し尿が0.9 kℓ/日、浄化槽汚泥が9.2 kℓ/日まで減少するものと見込まれる。

表3-3 し尿・浄化槽汚泥処理量の推計結果

| | H26 (現況値) | H32 (推計値) | H37 (推計値) |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|
| し尿処理量 (kℓ/年) | 1,371 | 900 | 322 |
| (kℓ/日) | 3.8 | 2.5 | 0.9 |
| 浄化槽汚泥処理量 (kℓ/年) | 7,691 | 5,038 | 3,355 |
| (kℓ/日) | 21.1 | 13.8 | 9.2 |
| 合計 (kℓ/年) | 9,062 | 5,938 | 3,677 |
| (kℓ/日) | 24.9 | 16.3 | 10.1 |

図3-2 し尿・浄化槽汚泥処理量の推計結果



3) 基本施策

(1) 生活排水処理施設の整備推進

施策1 流域関連公共下水道の接続促進

木曽川右岸流域下水道に接続する流域関連公共下水道については、ほぼ整備が完了しており、今後下水道への接続を促進する。

【主な取り組み内容】

- 公共下水道への接続促進

施策2 農業集落排水施設への接続促進

農業集落排水施設が整備されている2地区において、水洗化率の向上に向けて、農業集落排水施設未接続世帯に対して接続を促進する。

【主な取り組み内容】

- 農業集落排水への接続促進

施策3 合併処理浄化槽の設置促進

現在、下水道等の整備対象となっていない区域において、生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行っているが、この事業を継続的に実施するとともに、制度の普及啓発をより一層推進し、合併処理浄化槽の設置を促進する。

【主な取り組み内容】

- 合併処理浄化槽設置補助の継続実施
- 補助制度の普及啓発及び設置の促進

(2) し尿・浄化槽汚泥の適正な処理の推進

施策4 効率的な収集・運搬体制の構築

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、現行の体制を維持し、今後も許可業者が行うものとする。また、下水道への接続に伴う汲み取り便槽の減少等、今後の排出状況の変化にも対応した効率的な収集・運搬体制を構築する。

【主な取り組み内容】

- 排出状況に応じた収集運搬体制の見直し

施策5 適正な中間処理・最終処分の推進

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理・最終処分については、可茂衛生施設利用組合が運営する緑ヶ丘クリーンセンターにおいて今後も引き続き適正な処理を行うとともに、定期的な環境保全対策を継続して実施し、安全な施設の維持・管理を行う。

【主な取り組み内容】

- 施設における環境保全対策の継続実施
- 施設の適正な維持・管理の推進

(3) 普及啓発活動の推進

施策6 環境に対する意識の向上

子どもの頃から環境を大切にする気持ちを育てるため、小中学校において水の大切さを教えている環境教育を推進する。また、生活排水が河川や海に与える影響を市民の一人ひとりが理解するよう、勉強会や講習会等の実施、各種イベントの開催等を進め、環境に対する意識の向上を図る。

【主な取り組み内容】

- 学校における環境教育の内容充実
- 水環境に関する講習会、イベント等の開催

施策7 家庭でできる発生源対策の促進

生活排水対策の必要性について啓発するとともに、各家庭において発生源対策を行い、市民の自主的な活動を促進する。合併浄化槽設置者に対して、市が設置者に代って維持管理を行う個別排水処理施設の帰属及び管理事業を促進する。

【主な取り組み内容】

- 家庭における発生源対策の情報提供
- 個別排水施設の帰属及び管理事業の促進